

「令和2年度表彰状等の筆耕に係る単価契約」の契約先の公募について

下記について契約先を募集しますので、受注を希望される場合は見積書等を提出して下さい。

令和2年3月6日

支出負担行為担当官  
東北経済産業局総務企画部長 北村 敦司

1. 契約概要

(1) 請負業務の名称等

令和2年度表彰状等の筆耕に係る単価契約

(2) 業務内容及び実施場所

別紙仕様書のとおり

2. 参加資格

オープンカウンターに参加することができる者は、見積書提出期日において、次の各号に定めるすべての事項を満たす者とする。

- (1) 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領(昭和38年6月26日付け38会第391号)に基づいた、平成31・32・33年度または令和01・02・03年度経済産業省競争参加資格(全省庁統一規格)において「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加地域を「東北」としている者。
- (2) 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者。
- (4) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者。
- (6) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

3. 質問方法及び問い合わせ先

(1) 質問方法

電話またはFAXの受付とし、受付時間は次のとおりとする。  
9:30~12:00、13:30~16:30(但し、土曜日、日曜日等閉庁日を除く。)

(2) 問い合わせ先

東北経済産業局総務企画部会計課調度係  
電 話 022-221-4869  
F A X 022-261-7390

#### 4. 見積書等の提出期限等

##### (1) 提出期限

令和2年3月16日（月曜日）12:00

##### (2) 提出方法

##### 1) 電子調達システムを利用した提出

政府電子調達（G E P S） URL : <https://www.geps.go.jp/#>

##### 2) 紙による提出

##### a. 提出先

〒980-8403 仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟4階  
東北経済産業局総務企画部会計課調度係  
電話 022-221-4869

##### b. 提出する書類

ア 様式1「見積書」

イ 2. (1)に係る競争参加資格証明書の写し。ただし、同一年度内におけるオープンカウンター案件への2回目以降の見積書提出時は不要とする。

ウ 様式2「適合証明書」、様式3「情報取扱・作業者名簿及び情報管理体制図」。

##### c. 見積書に関する注意事項

ア 様式は様式1による。

イ 2. の要件を満たす法人の場合は社印及び代表者印を押印すること。

ウ 見積書の宛名は「支出負担行為担当官 東北経済産業局総務企画部長」とし、日付は提出日とすること。

エ 消費税額の円未満の端数は切り捨てとする。

#### 5. 電子調達システムの利用

- ・本件は、電子調達システムを利用した手続により、実施するものとする。
- ・ただし、紙による提出も可とする。

#### 6. その他

- ・契約保証金 全額免除
- ・契約書の作成 要
- ・契約先の決定方法は、期限内に見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者とする。
- ・結果は落札者に通知するほか、局ホームページにて公表する。
- ・受注した場合の支払いは、後日銀行振り込みとし、当局が請求書を受理してから30日以内とする。
- ・本業務は令和2年度予算に係る業務であることから、予算の成立以前においては、落札予定者の決定となり、予算の成立をもって落札者とする事とする。
- ・なお、民法の一部を改正する法律が施行（令和2年4月1日）されることに伴い、契約書の内容の一部を変更する予定。

## 令和2年度表彰状等の筆耕に係る仕様書

### 1 契約件名

令和2年度表彰状等の筆耕に係る単価契約

### 2 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日とする。

### 3 発注方法

東北経済産業局及び関東東北産業保安監督部東北支部各担当課から発注書をFAXにて送信する。

受注者は発注者を訪問し、原稿及び用紙等の配布を受ける。

### 4 納入方法

発注者に納品し、その場で確認を受けること。

### 5 予定数量

部分筆耕（3行まで）	30枚
部分筆耕（4行以上）	3枚
胸章（リボン）（氏名のみ）	1枚
胸章（リボン）（団体名・氏名）	1枚
胸章（リボン）（団体名・氏名・肩書き）	1枚
全文筆耕（100文字まで）	20枚
全文筆耕（101～180文字）	50枚
全文筆耕（180文字超1文字につき）	10枚

※ 横書きも含む。

※ 現時点での予定数量であり、契約期間内の数量を保証するものではない。

### 6 納入期限

依頼を受けてから1週間以内に納入すること。ただし、依頼者と協議し、依頼者が認めた場合には、この限りではない

### 7 情報管理体制について

（1）本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」（様式3）を提出し、当局担当官の同意を得ること。

（確保すべき履行体制）

当局担当官が個別に承認した場合を除き、契約相手方に係る親会社、その他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行うものを含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

- (2) 本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、当局担当官の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) (1) の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め当局担当官へ届け出を行い、同意を得なければならない。

## 8 その他

- ・官公庁での筆耕業務実績があること。
- ・見積金額には、本業務に係る全ての費用を含むものとする。
- ・当局の原稿間違いにて修正を行った場合は料金を支払うが、受注者の間違いによる修正分については料金を支払わない。
- ・納入時に納品書及び請求書を提出することとし、当局は請求書を受領した日から30日以内に支払うこととする。
- ・その他疑義が生じた場合は、当局担当官と協議すること。

## 見積書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東北経済産業局総務企画部長 殿

住所

名称

印

下記のとおり見積もりいたします。

1. 件名 令和2年度表彰状等の筆耕に係る単価契約

2. 見積合計金額

円(消費税込み)

3. 内訳

品目	予定数量(枚)	単価(税抜き)	金額(円)	備考
部分筆耕(3行まで)	30			
部分筆耕(4行以上)	3			
胸章(リボン)(氏名のみ)	1			
胸章(リボン)(団体名・氏名)	1			
胸章(リボン)(団体名・氏名・肩書き)	1			
全文筆耕(100文字まで)	20			
全文筆耕(101~180文字)	50			
全文筆耕(180文字超1文字につき)	10			※1文字当たり単価
小計				
消費税(10%)				
合計				

令和2年3月 日

## 適合証明書

条件	回答
<p>1. 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度経済産業省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。</p> <p>_____ (格付けを記入すること)</p>	<p>○又は×</p> <p>_____</p>
<p>2. 本業務に従事する全ての者において、業務を遂行する能力があることを証明できること。具体的には、各業務従事者の略歴(氏名、所属、役職、職歴、業務経験、母語及び外国語能力、国籍等(任意様式))を提出し、業務遂行能力を証明すること。</p>	<p>○又は×</p> <p>_____</p>
<p>3. 本事業の実施体制並びに情報保全に係る履行体制に関する資料(様式3 情報取扱・作業者名簿及び情報管理体制図)を提出し、適合すると認められること</p>	<p>○又は×</p> <p>_____</p>

## &lt;適合証明書に対する照会先&gt;

住 所：仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟4階

所 属：東北経済産業局総務企画部会計課

担当者名：武田

電話番号：022-221-4869

FAX番号：022-261-7390

E-mail：thk-kaikei@meti.go.jp

## 情報取扱・作業人名簿及び情報管理体制図

## ①情報取扱・作業人名簿

		しめい 氏名	住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号(※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

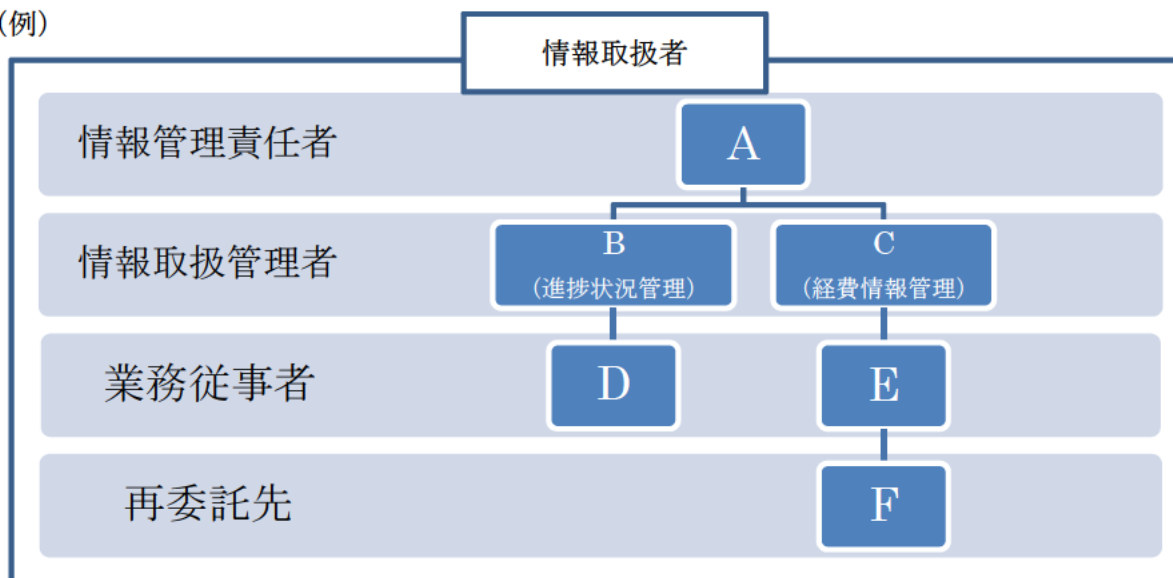
(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等を記載。

## ②情報管理体制図

(例)



## 【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- ・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。
- ・情報管理規則等を有している場合で上記例を満たす情報については、情報管理規則等の内規の添付で代用可能。

## ③その他

- ・情報管理規則等の内規を別途添付すること

## 令和2年度表彰状等の筆耕に係る単価契約書

支出負担行為担当官 東北経済産業局総務企画部長 名(以下「甲」という。)  
と〇〇会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇(以下「乙」という。)とは、次の条項  
及び別紙仕様書により表彰状等の筆耕に係る単価契約を締結する。

### (契約の目的)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、甲が依頼する物件を納入し、甲がこれに対  
して料金を支払うことを目的とする。

### (契約期間)

第2条 本契約の期間は、契約締結日から令和3年3月31日までとする。

### (権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、  
第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の  
流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特  
定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1  
条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限  
りでない。

2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項た  
だし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法(明治30年法律第89  
号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等  
に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第  
4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、甲は次の各号に  
掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるもの  
とする。

また、乙から債権を譲り受けた者(以下「譲受人」という。)が甲に対して債  
権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権  
譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様と  
する。



- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留すること。
  - (2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
  - (3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(下請負の禁止等)

- 第4条 乙は、次の各号に定める下請負をしてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (1) 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者に委任し、又は請負わせること(契約金額100万円未満のものを除く)
  - (2) 役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせること
- 2 乙は、前項ただし書に基づく下請負を行う場合は、委任又は請負させた業務に伴う当該事業者(以下「下請負人」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 3 乙は、第1項ただし書に基づく下請負を行う場合は、乙がこの契約を遵守するために必要な事項及び下請負の禁止について、下請負人と約定しなければならない。
- 4 甲は、本契約の履行期限内において乙が第1項第1号及び第2項から前項の規定に違反して経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者に委任し、又は請負させたことを知った場合は、乙に対し乙が当該事業者との間で締結した契約の変更又は解除若しくは当該事業者以外の事業者との契約の締結を求めることができるものとし、乙は甲から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 5 前4項までの規定は、当該契約の下請負が何重であっても同様に取り扱う

ものとし、乙は、必要な措置を講じるものとする。

(契約対象物件及び料金)

第5条 契約対象物件及び料金単価は、別紙2のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税の額を含まないものとする。

(検収)

第6条 乙が物件を納入するときは、甲の指定する職員の検査を受けることとし、合格しないときは、甲の指示した期間内にこれを取り替え納入するものとする。

2 甲は、必要があると認めた場合には、品質検査を行うものとする。

3 甲は、乙が納入した物件を検査した結果、不合格があった場合には乙にその物件の代替品を納入させるものとし、乙から代替品を納入した旨通知があった場合、前2項の規定により検査を行うものとする。

(所有権の移転及び保証)

第7条 物件の所有権は、甲が前条に規定する検査を行い、納入の完了を確認したときに甲に移転するものとする。

2 前項の規定による所有権の移転前に生じた物件の亡失又は損傷等による損害はすべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた場合はこの限りでない。

3 物件の所有権移転後においても、納入物件に乙の責に帰すべき重大な瑕疵が発見された場合には、乙は甲の請求により、その物件の代替品を納入しなければならない。

(不合格品又は過納品)

第8条 乙は、納入した物件について、甲から不合格又は過納の通知を受けたときは、遅滞なくこれを引取るものとする。

2 前項の場合において、乙が相当期間内に引取らないときは、甲は乙の負担において当該物件を搬移し又は他に保管を託すことができるものとする。

(機密の保持等)

第9条 乙は、甲から提供を受けたすべての物件について、複製及び他への持ち出し等を行わないとともに、行われぬよう適切に管理しなければならない。

2 乙は、本契約の履行により知り得た情報を他に流出してはならない。

(料金の請求及び支払)

第10条 乙は納入数量に見合う料金について、1ヵ月分を毎月末に集計し、法令所定の消費税及び地方消費税の額を加算(円未満は切り捨てる。)して甲に請求するものとし、甲は乙の適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内(以下「約定期間」という。)に請求代金を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲は、前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(料金改定)

第12条 契約期間中において、物価の変動、その他経済事情の変化により料金を改定する必要がある場合には、甲乙協議のうえ新料金を決定する。

(契約の解約)

第13条 甲又は乙は、正当な理由がある場合には、2ヵ月前に書面によって相手方に通知することによりこの契約を解約することができる。

(契約の解除)

第14条 相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反した場合、甲又は乙は、書面をもって相手方に通告し、この契約を解除することができる。  
2 前項によりこの契約が解除された場合、甲及び乙はこれにより被る相手方の損害についてその責を負わない。

(契約保証金)

第15条 乙の契約保証金は、全部を免除する。

(契約の公表)

第16条 乙は、本契約の名称、請負金額並びに乙の氏名及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(紛争の処理)

第17条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議のうえ定めるものとする。

## 特記事項

### 【特記事項 1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 注文者は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 本契約に関し、請負人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ 独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

(2) 本契約に関し、請負人の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

(3) 本契約に関し、請負人（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 請負人は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを注文者に提出しなければならない。

(1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書

(2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書

(3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 請負人が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、注文者が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、注文者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、請負人は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の1

- 00分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として注文者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
  - 3 第1項に規定する場合において、請負人が事業者団体であり、既に解散しているときは、注文者は、請負人の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、請負人の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
  - 4 第1項の規定は、注文者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金（損害賠償額の予定）の金額を超える場合において、注文者がその超える分について請負人に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
  - 5 請負人が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を注文者が指定する期間内に支払わないときは、請負人は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を注文者に支払わなければならない。

## 【特記事項2】

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第4条 注文者は、請負人が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若し

くは関与しているとき

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 請負人は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 注文者は、請負人が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講ないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 注文者は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより請負人に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 請負人は、注文者が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、注文者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 請負人が、本契約に関し、第4条又は前条第2項の規定に該当したときは、注文者が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、注文者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、請負人は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として注文者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、請負人が事業者団体であり、既に解散しているときは、注文者は、請負人の代表者であった者又は構成員であつ

た者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、請負人の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6 第3項の規定は、注文者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金（損害賠償額の予定）の金額を超える場合において、注文者がその超える分について請負人に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7 請負人が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を注文者が指定する期間内に支払わないときは、請負人は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を注文者に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第7条 請負人は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を注文者に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

この契約を締結する証として、本契約書を2通作成し、甲・乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

令和2年4月1日

甲 仙台市青葉区本町三丁目3番1号  
支出負担行為担当官  
東北経済産業局総務企画部長 名

乙 ○○市○○区○○町○丁目○番○号  
○○会社 ○○  
代表取締役 ○○ ○○